

# 尼崎市情報公開・個人情報保護

## 審査委員会答申

(答申第50号)

(令和2年10月20日)

# 答 申

## 第1 審査委員会の結論

本件諮問に係る審査請求を棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和元年6月19日、処分庁に対し、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「公文書の名称又は内容」を「●●●●●ニ崎市総務局課長（以下「本市課長」という。）の尼崎市入庁以来の経歴がわかる文書」とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、開示すべき文書を、本市課長について氏名、職員番号並びに尼崎市に採用されてから現在に至るまでの異動歴及びその発令日の情報（以下「経歴情報」という。）が記録された電磁的記録で「人事台帳【職歴】」との名称が付されたもの（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- 3 処分庁は、同月20日、本件開示請求に対し、本件対象文書のうち不開示部分を「当該職員の職員番号、主任以下の職の経歴」、不開示の理由を「当該部分は、尼崎市情報公開条例第7条第2号に該当するため」として、当該部分を除いた部分を開示する旨決定し（以下「本件処分」という。）、尼人第2530号-2により審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、同月25日、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由等は、次のとおりである。

- 1 趣旨  
本件処分において、本市課長が係長級以上の職に就いていたときのもの以外の経歴情報が不開示となっている点について違法がある。
- 2 理由  
公務員氏名及び職歴については、開示されるべきである。また、過去に同様の内容にて公文書開示請求を行ったところ、今回不開示とされた部分が開示されている。

## 第4 処分庁の弁明の要旨等

- 1 趣旨  
本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- 2 理由

本件不開示部分は、条例第7条第1項第2号本文前段にいう「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号アないしウに定める除外事由にあたらな限り不開示となるところ、本件不開示部分はいずれの除外事由にも該当しないことから、本件処分は条例に基づいており違法又は不当な点はない。

## 第5 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求は棄却すべきであるとしており、その理由は次のとおりである。

### 1 個人情報該当性（条例第7条第2号本文前段該当性）

本件公文書に記録されている情報（以下「本件情報」という。）は、地方公共団体という組織体の構成員としての個人の活動に関する情報といえ、本件情報により特定の個人が識別され、当該個人と関連性を有する情報であるといえるため、本件情報は「個人に関する情報」に該当する。

### 2 公務員等の職及び職務遂行情報該当性（条例第7条第2号ウ該当性）

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を対象とする。本件情報は、人事管理のために必要とされる職員番号や採用以降の異動歴等の情報であり、具体的な職務遂行と直接の関連を有する情報とはいえないことから、本件情報は同号ウには該当しない。

### 3 公領域情報該当性（条例第7条第2号ア該当性）

尼崎市総務局人事管理部行政管理課は、毎年度、各部局における事務分掌並びに係長級以上（平成27年度以降は課長級以上）の職員氏名及び職を記載した「尼崎市の組織」という冊子を作成し過年度分を含めて尼崎市市政情報センター等において、何人に対しても閲覧が可能となるよう公開している。したがって、本件情報のうち、係長級以上の職に就いていたときの経歴情報については、慣行として公にされている情報といえ、同号アに該当する。他方、本件情報のうち、職員番号及び主任級以下（平成27年度以降は課長補佐級職員）職員の氏名及び職については公にはされておらず、同種情報について公にされているという事情も認められないことから、同号アには該当しない。

## 第6 審査委員会の判断

本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。その理由は次のとおりである。

### 1 個人情報該当性（条例第7条第2号本文前段該当性）

条例第7条第2号は、特にいわゆるプライバシー情報に限定することなく、個人に

関する情報で特定の個人を識別し得るものについては、除外事由に当たらない限り非開示とするものと定めている。条例第3条後段が、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をすることを実施機関に義務付けていることに鑑みれば、「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日等の情報に限られず、心身の状況、親族関係、職歴、所得、財産の状況その他当該個人と関連性を有する一切の情報をいうと解される。

本件情報は、地方公共団体という組織体の構成員としての個人の活動に関する情報といえ、本件情報により特定の個人が識別され、当該個人と関連性を有する情報であるといえるため、本件情報は「個人に関する情報」に該当する。

## 2 公務員等の職及び職務遂行情報該当性（条例第7条第2号ウ該当性）

個人情報で特定の個人を識別することができる情報等であるとして不開示情報とされるもののうち、当該個人が公務員等であり当該情報とその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、同号本文の不開示情報から除かれる。

ここでいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を対象とするものであり、行政処分等の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席に関する情報等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報をいう。

本件情報は、人事管理のために必要とされる職員番号や採用以降の異動歴等の情報であり、具体的な職務遂行と直接の関連を有する情報とはいえないことから、本件情報は同号ウには該当しない。

## 3 公領域情報該当性（条例第7条第2号ア該当性）

法令等の規定又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報は、個人情報であっても、一般に公にされている情報であるから、これを開示したところで個人のプライバシー等の利益が侵害されるおそれがないから、不開示情報として保護する必要がない。

尼崎市総務局人事管理部行政管理課は、毎年度、各部局における事務分掌並びに係長級以上（平成27年度以降は課長級以上）の職員氏名及び職を記載した「尼崎市の組織」という冊子を作成し過年度分を含めて尼崎市市政情報センター等において、何人に対しても閲覧が可能となるよう公開している。したがって、本件情報のうち、係長級以上の職に就いていたときの経歴情報については、慣行として公にされている情報といえ、同号アに該当する。他方、本件情報のうち、職員番号及び主任級以下（平成27年度以降は課長補佐級職員）職員の氏名及び職については公にはされておらず、同種情報について公にされているという事情も認められないことから、同号アには該当しない。

なお、審査請求人は、過去に開示を受けた公文書を提出のうえ、従前開示されていた情報が一部不開示になったことをもって本件処分には憲法、法令及び条例違反がある旨主張する。前述のとおり、平成27年度以降、尼崎市は条例の趣旨に沿うように当該情報に係る運用を変更したところであるが、当該運用の変更後、一定期間は当該運用について徹底が十分に行われていなかったことにより開示された事例が存在することは事実であるものの、そのことを理由として本件処分が違法とは認められない。

以 上

(参考)

審査の経過	
令和元年12月13日	諮問書を受理（諮問第50号）
令和2年3月3日	第1回審議
令和2年6月29日	第2回審議
令和2年10月20日	答申

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会 第1部会		
氏名	現職	備考
村上 武則	大阪大学名誉教授	部会長
坂井 希千与	弁護士（春名・田中・細川法律事務所）	
尾藤 寛	弁護士（尾藤法律事務所）	
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	